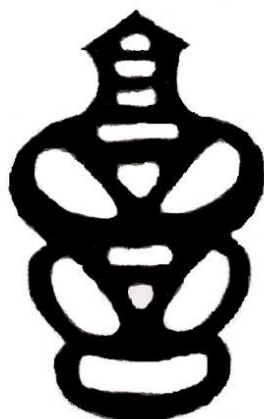


「一人ひとりが大切にされ、
いじめを許さない高宮小学校」



令和8年4月1日

彦根市立高宮小学校

1 いじめ防止のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

本校においても、毎年数件いじめが発生しています。また、言葉遣いが悪い、友だちを呼び捨てにするなどの課題もあります。児童一人ひとりが、そして何よりそれを取りまく大人たちが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを十分に理解することが大切です。

そこで、本校では、すべての児童がいじめを見逃さない、許さない、放置しないように、いじめ防止のため次の5点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての職員が日々実践していきます。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決していきます。また解決後も、時間をおいて再発する可能性があることを認識し、注視していきます。
- ④ 人権教育・道徳科・学級活動の充実を図り、児童自らがいじめの問題について考える機会をより多く設け、子ども自身の主体的な活動になるように支援していきます。
- ⑤ 特性のある子どもや家庭環境に配慮を要する子どもたちを含むすべての児童が安心して過ごせるあたたかい学級、学校づくりを進めます。

「いじめ防止対策推進法」の遵守といじめ問題への対応にあたり、「いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であること」について、児童が十分に理解できるようにていねいな説明を行います。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質があります。以下の①～⑫は、学校職員がもつべき「いじめ問題についての基本的な認識」です。

- ①いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。
- ②いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことです。
- ③いじめは、すべての児童・学級・学校に起こり得る問題です。
- ④いじめの態様は様々です。
- ⑤いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、大人には気づきにくいところで行われることが多く、事実の発見が難しい問題です。
- ⑥いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っています。
- ⑦いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもあります。
- ⑧いじめは、解消後も注視が必要です。
- ⑨いじめは、行為の態様によって暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触します。
- ⑩いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題です。
- ⑪いじめは、家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっています。
- ⑫いじめは、学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題です。

4 行動計画

一人ひとりの子どもが大切にされ、いじめを許さない学校

子どものアクション

◎いじめのない明るく楽しい学校づくりを進める

- ・暴力・暴言を許さない
- ・呼び捨てにせず、さん付けの徹底
- ・自分がされて嫌なことはしない
- ・悩んだときは誰かに相談する
- ・お互いのよさを見つける

◎児童会や委員会による取組を推進する

- ・あいさつ運動
- ・「人権集会」等での意見発表
- ・いじめを許さない高宮っ子宣言

家庭や地域と連携したアクション

- ・いじめ防止基本方針を様々な機会をとらえて保護者に周知する。
- ・保護者対象にいじめに関する調査を実施する。
- ・学校だより等で、いじめに対する取組について保護者に周知する。

教職員のアクション

◎「一人ひとりの子どもが大切にされ、いじめを許さない学校」づくりに向け、共通理解・共通実践をする。

- ・「いじめや差別を絶対に許さない」ということを、日常の教育実践の基本とする。
- ・豊かな人間関係を育む力を養い、「正義」と「思いやり」の気持ちを育むよう年間指導計画を立てる。
- ・担任個人の対応ではなく、教職員集団としての組織的対応を推進する。
- ・校内研究を充実させ、ペア、グループ学習を中心として学び合いを深め、授業改善に努め、授業を通して「自己肯定感」や「達成感」をもたせる。
- ・毎月15日の「高宮人権の日」の取組を通して、「豊かな感性」「実践力」を育てる。

◎いじめの早期発見に努める。

- ・「子どもの話をしっかり聴く」ことを中心に、組織的な教育相談体制を充実させる。
- ・些細な変化を見逃さないよう、休み時間や昼食時等において子どもとのふれあいを深めたり、日記を通して子どもの心をつかんだりして、信頼関係の構築に努める。
- ・いじめが見過ごされないよう、学期に1回「きいてきいてアンケート」を実施し、それをもとに教育相談月間を設定する。その中で、一人ひとりの悩みを把握し、いっしょに解決していけるようにする。

◎研修の充実と生徒指導・教育相談体制の強化を図る。

- ・「報告」「連絡」「相談」を校内で十分に機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく指導体制の強化を図る。
- ・児童や保護者の思いを十分に理解するための研修を重ねる。

現状（課題）

- ・言葉遣いが悪く、呼び捨てをする児童がいる。
- ・遊びやふざけた行動から、けがや事故につながることもある。

□いじめ対応マニュアル

いじめ対策会議

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、
教育相談主任、養護教諭、関係職員

- 状況説明
- いじめの可否について
- 対応策の検討
 - ・被害児童、加害児童への指導と心のケアについて
 - ・周囲の児童に対する指導について
 - ・保護者への説明と協力依頼の内容について
 - ・事後の指導や保護者との連携について
- 全教職員への周知の徹底

緊急関係者会議

(生徒指導主任、該当学級担任、学年主任)

問題行動の審議

- 発生した事象の状況整理
 - ・他の児童との関連や周囲の児童への配慮、指導などについても協議
 - ・職員間での情報交換、収集
 - ・管理職への報告
- 対応の決定
 - ・いじめの可能性を含まない場合・・・問題行動として指導
 - ・いじめの可能性を含む場合・・・いじめ対策会議決定

事実確認

- 関係児童から事情を聴く (聴き取りは必ず複数で行う)
 - ・状況 (日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等)
 - ・動機や背景 (状況から、推測されることを記録) ・児童の言動や特徴
- 教職員が有する情報を集約する。
- 周囲の児童の状況も把握する。(即時対応すべきことはその日のうちに指導)

□重大事態が発生した時の対応

- ①いじめ対策会議の招集
- ②彦根市教育委員会学校支援・人権・いじめ対策課への報告と連携
- ③事実の究明
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいた者→加害者 の順
- ④警察への通報など関係機関との連携

5 いじめ防止年間指導計画

一 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動（4月） ・きいてきいてアンケート実施（4月） ・教育相談月間・担任との個人面談実施（5月） ・子どもを語る会（5月） ・全校集会 「いじめを許さない高宮っ子宣言」（6月） ・生徒指導・教育相談に関する校内研修会（8月） ・「高宮人権の日」（毎月15日）
二 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動（9月） ・きいてきいてアンケート実施（10月） ・いじめに関する保護者アンケート実施（11月） ・教育相談月間・担任との個人面談実施（11月） ・子どもを語る会（11月） ・「人権集会」実施 「いじめを許さない高宮っ子宣言」ふり返り（12月） ・「高宮人権の日」（毎月15日）
三 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動（1月） ・きいてきいてアンケート実施（1月） ・教育相談月間・担任との個人面談実施（2月） ・「高宮人権の日」（毎月15日）

□いじめへの対処

いじめへの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対応マニュアルに即して対応し、関係児童、保護者に対する指導につなげます。また、必要に応じて、専門家や関係機関と連携し、指導していきます。

それぞれへの指導が完了した後も、いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、継続して注意深く観察し、定期的に該当児童、保護者に対して、面談等を行うなどいじめ解消に努めます。また、3ヶ月後のみとりを確実にに行い、いじめの再発防止に向けて努力します。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合は、上記の目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- 重大事態が発生した旨を彦根市教育委員会に速やかに報告します。
- 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、彦根市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- 彦根市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。
- 必要に応じて警察等関係機関に通報します。

7 「いじめ防止等の対策のための組織」および「重大事態に係る調査を行う組織」

○いじめ防止等の対策のための組織・・・いじめ対策会議

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策会議」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任

(活動) ・いじめの未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
・いじめが起きない学校・学級づくりのための「居場所づくり」についての協議
・迅速な情報交換、連絡体制づくり
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

○重大事態に係る調査を行う組織・・・いじめ調査委員会

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに、その下に組織を設けます。

この組織は、当該調査の公平性・中立性を確保するため、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成します。

学校が調査の主体となる場合は、上述の「いじめ対策会議」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成します。